

## 令和4年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会 議事録

審議会等名 令和4年度第1回下野市成年後見制度利用促進協議会  
日 時 令和5年3月14日（火） 午後2時から  
会 場 下野市役所 303・304会議室  
出席者 委員：杉田委員、竹田委員、阿部（千）委員、蓬田委員、小川委員、大地委員  
福田委員、中根委員、鱒淵委員、滋野委員、川嶋委員、仙頭委員  
オブザーバー：宇多（宇都宮家庭裁判所）、梅崎（宇都宮家庭裁判所）、  
室井（県保健福祉課）、阿部（晶）（県社会福祉協議会権利擁護課）  
欠席者 なし  
事務局 下野市：福田健康福祉部長、社会福祉課 植野主幹、奥村主査、齋藤主事  
高齡福祉課 吉川主幹  
社会福祉協議会：角田事務局長、青山副主幹、清水相談員

公開・非公開の別 （  公開 ・  一部公開 ・  非公開 ）

傍聴者 0人

報道機関 0人

議事録（概要） 作成年月日 令和5年3月16日

### 【協議事項等】

#### 1. 開会

（事務局） 令和4年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本日の会議の進行を務めます、健康福祉部長の福田と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。ではお手元の次第に沿って進めさせていただきます。

#### 2. 委嘱状交付

（事務局） 坂村下野市長より下野市成年後見制度利用促進協議会委員の委嘱状を交付させていただきます。代表して、名簿1番の杉田委員に委嘱状を交付致します。他の委員の方には、机上に委嘱状を配布させて頂いておりますので、ご確認下さい。

#### 3. あいさつ

（事務局） それでは会議に先立ちまして、坂村下野市長より皆様にご挨拶申し上げます。

（坂村市長） 本日は大変お忙しい中お集まり頂き、誠にありがとうございます。またこの度、下野市成年後見制度利用促進協議会にご出席頂き、心から感謝申し上げます。下野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、下野市社会福祉協議会が中核機関となりまして、地域連携ネットワークの構築を図るため、この度の協議会を組織させていただきました。ご自身のことを一人で決めることに不安のある方々を支えて頂き、ご本人の意思を尊重した支援を行うことで、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていくという制度であると考えておりますので、委員の皆様におかれましては、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを実現できるよう、どうぞご支援ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(事務局) 市長におかれましては公務のため、ここで退席となります。ご了承下さい。

#### 4. 自己紹介

—名簿順に自己紹介を行う—

#### 5. 下野市成年後見制度利用促進協議会設置要綱について

#### 6. 会議運営に関する確認事項(案)について

(事務局) 5. 6について、【参考資料1】及び【参考資料2】に基づき説明  
ただいまの説明事項に関しまして質問等はございますか。

—意見・質問なし—

(事務局) 無いようですので、会議運営に関する確認事項(案)の、案の字を消して頂きますようお願い致します。

#### 7. 会長及び副会長選出

(事務局) 会長及び副会長選出ですが、下野市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第5条により、委員の皆様の互選となっております。どのように選出するのがよろしいでしょうか。

(蓬田委員) 事務局にてお考えがあればお願いします。

(事務局) 事務局案としまして、竹田委員に願いたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(事務局) ありがとうございます。それでは竹田委員、前の会長席にご移動願います。  
なお、設置要綱第5条により、副会長は委員の中から会長が指名するとされていますので、竹田会長よりご指名願います。

(竹田会長) 行政として中立的な立場にあり、また私が外部団体の委員ですので、下野市の行政の方からお願いしたいと思います。仙頭委員にお願いしてよろしいでしょうか。

(事務局) それでは仙頭委員、前の副会長席にご移動願います。  
早速ですが、竹田会長、仙頭副会長より一言ずつご挨拶頂きたいと思います。よろしくお  
願い致します。

—会長、副会長の順に挨拶を行う—

#### 8. 議 題

(事務局) それでは設置要綱第7条第1項に基づき、ここからの議事進行につきましては、竹田会長  
にお願い致します。

(竹田会長) 議題に入る前に、議事録署名人を選出いたします。今回は名簿1番の杉田委員及び3番の  
阿部委員にお願いしたいと思います。

#### (1) 下野市成年後見制度利用促進協議会について

(竹田会長) 一本題に入る前に、後見実務の事例紹介がなされた—

(事務局) 【資料1】、【参考資料3】に基づき説明

(竹田会長) 事務局からの説明に対し、委員の皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

—意見・質問なし—

(2) 下野市成年後見サポートセンターについて

(事務局) 【資料2】、【参考資料4】、【参考資料5】に基づき説明

(竹田会長) 事務局からの説明に対し、委員の皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(杉田委員) 具体的にお聞きしますが、受けた相談内容に応じて、申立て支援だったり、具体的な相談が必要であれば巡回相談をご案内したり、法的な専門相談が必要となればその窓口にご案内したりだと思いますが、実際はどのように運営、対応されているのでしょうか。

(事務局) 概ね杉田委員がイメージされている通りです。まずサポートセンター窓口において「入口となる相談」を受け、内容に応じて、高齢分野であれば地域包括支援センター、障がい分野であれば障がい児者相談支援センター、行政的な情報に関するところであれば市役所の担当係など、連携する他の相談窓口とも協力しながら対応しています。例えば複数の機関が集まって検討が必要となれば、中核機関であるサポートセンターが連絡会議やケース会議を開催し、更には専門的な助言が頂きたいとなればその場に専門職の方にご参加頂くなど、具体的に動き始めているところです。今後も既にケース会議等が予定されていますが、必ずしも制度利用に限らず、他の権利擁護支援でカバーできるのか等の検討も含め、相談体制を整えていきます。

(杉田委員) ありがとうございます。

(竹田会長) 他にご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(宇多) 質問ではありませんが、助言まで。【参考資料5】に相当する部分となりますが、県内各市町の中核機関やサポートセンターのパンフレットを、家庭裁判所の窓口に置いて頂いております。一般市民の方への周知も必要なところですが、申立てのために家庭裁判所へ来た方に対し、「申立て後は取り下げができない」ことをご説明すると、利用に迷う方が一定数おられます。そういった方のご相談に乗って頂けるのであれば、ぜひ置いて頂きたい。来所者の地域に合わせて配布していますので、ぜひ参考にして頂ければと思います。次に、下野市の中核機関では「後見人等の支援機能」も備えていることから、裁判所で選任しました親族後見人向けに作成したチラシを、裁判所の審判決定通知書に同封することも可能です。家庭裁判所は中核機関に対し、その地域の受任者一覧というものをお渡しすることができないため、地域にどの位件数があり、どのような相談を必要とされているかを把握するのに、面白い取組みなのではないかと考えております。ぜひ参考にして頂ければと思います。

(事務局) お声掛けありがとうございます。既に広報用に作成したセンターのチラシや社会福祉協議会で独自に作成した見開きのパンフレットがありますので、ぜひ置いて頂ければと思います。また、親族後見人向けの相談窓口案内チラシについても検討していきたいと思っております。

(宇多) 下野市は家庭裁判所の管轄が2か所に分かれてしまっているためご迷惑をお掛けしておりますが、それぞれの裁判所へご依頼下さい。

(竹田会長) 他に皆様からご意見・ご質問等いかがでしょうか。

相談内容が千差万別で、シンプルな物から複雑な物まで大変かと思いますが、サポートセンターが対応していけるよう、私達もできる限りサポートしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(3) 下野市成年後見制度利用支援事業について

(事務局) 【資料3】、【参考資料6】に基づき説明

(竹田会長) 事務局からの説明に対し、委員の皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(杉田委員) まず1点目、「1. 申立費用の助成」の申請のタイミングについてです。申請には「登記事項証明書の写し」か「後見等開始の審判書の写し」が必要とのことですが、申請するには申立てをした後でないとできないでしょうか。

(事務局) 【参考資料6】をご覧ください。第11条の2項の(1)に、「審判請求に要する費用の場合」とありまして、エの文中に「ただし、申請時点で審判が確定していない場合は、当該審判書に代えて、後見等開始の申立書の写しを添付することができる」としておりますので、例えば申立てに向け書類を準備している場合であれば、その写しを添付して頂ければと思います。費用が無く申立てができない場合には、ただし書きのところで対応させて頂ければと思います。

(杉田委員) わかりました。それであれば、案内文にも記載していただければ、より親切かと思しますので、よろしくお願い致します。続けて、案内文の「(6) 助成可否の判断基準」について、「年間の収支予定額」とは、収入から支出を差し引いた金額という理解でよろしいでしょうか。

(事務局) おっしゃる通りで、収入から支出を差し引いた金額となれば、マイナスとなることもあると思います。それを「預貯金と現金の合計額」と合算して頂ければ。

(杉田委員) ありがとうございます。次に、「2. 後見人等の報酬の助成」について、「(3) 助成対象費用」で、申請の回数制限は無いという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) はい、最新の審判に対する助成申請で、制度利用している限りは何度でも申請可能です。

(杉田委員) 大変ありがたいです。

(竹田会長) 他にご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(阿部委員) 「4. 助成の申請先」について65歳で区切ってありますが、例えば介護保険の第2号の方は、高齢福祉の方で対応して頂けるのですか？

(事務局) ここに書かれているのは「原則」ですが、この要件に依り難い場合は、その方の生活の中心となる支援を、高齢・障がい分野のどちらが担っているかで判断することもあると思います。

(竹田会長) 他にご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(宇多) 可能であれば裁判所からのお願いになりますが、報酬助成について、裁判所としては本人財産から報酬を付与しますので、報酬は基本的に後見事務から計算しますが、無い袖は振れませんので、財産が少ない場合は、「本来はこれだけ報酬として払いたいのはやまやまだが少し減額が必要」と判断せざるを得ないこともあります。もし市の報酬助成を受けられる予定である場合は、裁判所は「報酬助成がされるかどうか」についての確たる答えは求めていませんが、「報酬助成の制度を利用する予定もしくは見込み」であることを伝えて頂ければ、1回目については報酬助成される前提で計算することが可能です。2回目以降については、「前年度は少なくとも報酬助成を受けていた」ことを伝えていただければ、その前例を見て判断が可能となります。順序としてはまず家庭裁判所に対し、報酬助成利用である旨を記述して報酬付与申し立てをして下さい。あともう一点お伺いしたいのですが、「1. 申立費用の助成」のところで、「後見等開始の審判書の写し」に代えて「後見等

開始の申立書の写し」とありましたが、これは「裁判所に提出されて、裁判所の受付印が押されたものの写し」なのか、「これから裁判所に提出予定の申立書の写し」なのか、どちらでしょうか。

(事務局) 「これから裁判所に提出予定の申立書の写し」となります。

#### (4) その他

(竹田会長) 本日の議題についてオブザーバーの皆様からのアドバイス、又は何か情報提供等ございましたらお願い致します。

—意見無し—

(竹田会長) では、委員の皆様からも、本日の議題以外のことについてでも結構ですので、何かご意見等あればお願い致します。

(杉田委員) 本日追加で配布させて頂きました資料に、法テラスで実施している「民事法律扶助業務」と、「特定援助対象者法律相談」に関するご案内を入れましたので、ご活用下さい。また、法テラスの業務内容についてお知りになりたい場合は、詳しいご説明の機会を作らせて頂きますので、法テラス栃木までご連絡下さい。

(竹田会長) 他にはいかがでしょうか。

(事務局) 皆様の正面にありますのぼり旗についてですが、こちらは市地域福祉計画の基本理念であります「思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる 共生のまち 下野」から地域共生社会をイメージし、市内にあります地域活動支援センター利用者の方にデザインして頂き作成したものです。今後もこういった会議やイベントで活用し、地域共生社会の推進に向けた啓発活動に取り組んでいけたらと考えております。

(竹田会長) 他にいかがでしょうか。無ければ議事についての協議はここまでで終了致します。

#### 9. その他

(事務局) 次回協議会の開催は新年度の令和5年度になります。1回目の開催予定として、5月中旬から6月上旬頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

#### 10. 閉 会

(事務局) 以上で令和4年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。